

新潟県産食品輸出検査支援補助制度のご案内

- ・東日本大震災に伴う原発事故を受け、県産食品の輸出に際し、諸外国の規制等により放射性物質の検査が要求される事例が発生しています。
- ・県では、県産食品を輸出する際に行う放射性物質検査に要する経費の一部を補助していますので、積極的にご活用ください。

《対象経費》 新潟県内で生産・製造された食品（加工食品を含む。）を輸出する際に行う放射性物質検査に要する経費
※検査に要する交通費、送料等は対象外となります。

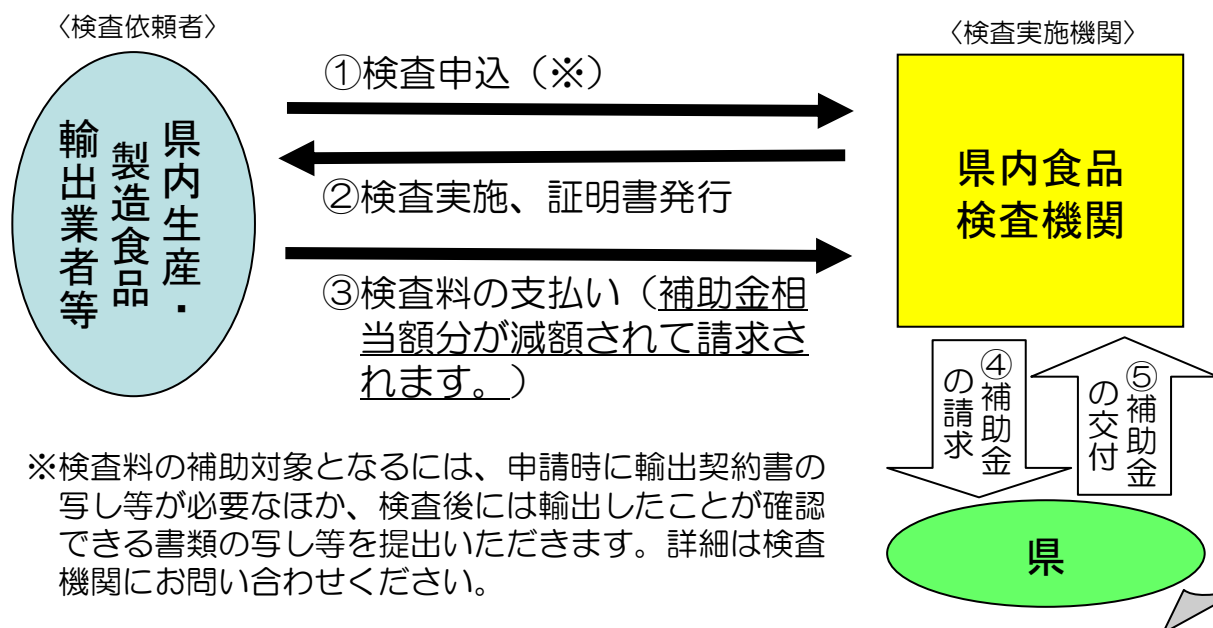
《対象者》 県産食品の輸出者及び輸出用県産食品の生産・製造者

《補助率》 中小企業：9/10 その他：1/2

《検査実施機関》

- ・財団法人新潟県環境衛生研究所
(申請順) 〒959-0291 燕市吉田東栄町8番13号 TEL:0256-93-5572
- ・社団法人新潟県環境衛生中央研究所
〒940-2127 長岡市新産2丁目12番地7 TEL: 0258-46-7151
- ・一般財団法人上越環境科学センター
〒942-0063 上越市下門前1666番地 TEL:025-543-7664
- ・一般財団法人新潟県環境分析センター
〒950-1144 新潟市江南区祖父興野53番地1 TEL:025-284-6500

《手続きの流れ》



《お問い合わせ先》

新潟県知事政策局国際課 TEL:025-280-5098 E-mail:ngt000130@pref.niigata.lg.jp